

【No.4】 解答.1

該当講義動画 憲法7章3節「国会と議員の権能」

憲法7章3節「国会と議員の権能」 <https://youtu.be/NGw7trjPQH0>

講義内では国政調査権の法的性質・範囲についてしっかりと扱っている。基本的なところをおさえておけば、積極的に1を選択できるであろう。また、選択肢2もよく出題されるものなのでこの問題を通してしっかりと学習しておこう。選択肢5についてはちょっと深くまで聞かれた問であって難しいが、上記講義動画をしっかりと学習しておけば選択肢1を積極的に選び、正解に辿り着けただろう。

- 1.正しい。一般には国政調査権の性質については補助的な機能であると考えられているが、最高裁での結論は出ていない。
- 2.誤りである。国勢調査に及ぶ範囲には限界があり、強制力を有する住居侵入、搜索及び押収は認められていない。
- 3.誤りである。例外として、裁判所と異なる目的であれば調査することは可能である。
- 4.誤りである。特別委員会または常任委員会に調査を委任することは委任することは可能である。
- 5.誤りである。検察権との並行調査は原則として許容されるが、司法権の独立ないし刑事司法の公正に触れる危険性があると認められる場合に自制が要請される。その具体例として、①起訴、不起訴についての検察権の行使に政治的圧力を加えることが目的とされるような調査②起訴事件に直接関連ある捜査及び公訴追行の内容を対象とする調査③捜査の続行に重大な支障をきたすような方法をもって行われる調査等に限定される。よって、選択肢では①のみと言っている点が誤りとなる。